

竹富町軽自動車航送費 負担軽減事業

令和6年4月1日
竹富町 政策推進課

①事業概要

町民の生活費負担軽減への取り組みとして、一般家庭を対象に軽自動車検査（自家用に限る）における竹富町民の航送費の負担を軽減する。

②対象者

竹富町に居住し住民登録を行っている方で、軽自動車検査において航送費を自己負担した者に航送費往復に係る片道費用を補助対象とする。

上記の対象者のうち、ひとり親世帯（児童扶養手当の支給を受けている者）に限り航送費往復に係る往復費用を対象とする。

③対象となる地域

竹富・黒島・小浜・新城・船浮・鳩間・波照間

※対象地域のうち出張検査実施地域においては、原則、出張検査を利用することとするが、やむを得ない理由に限り、本事業を利用することができる。また、西表島（船浮以外）においては島内に自動車整備工場があるため対象外とする。

④補助対象経費

補助の対象経費は航送費往復に係る全額又は一部を対象とする。

※対象経費の補助割合については竹富町民を証明する書類による。
下記の表、参照。

補 助 割 合 表

| 対象者 | 竹富町民を証明する書類 | 補助割合 |
|--------------|------------------------|---------|
| 対象地域内の町民 | マイナンバーカードの写し* | 片道費用の全額 |
| | 住民票、その他車両使用者の居住地がわかる書類 | 片道費用の8割 |
| 対象地域内のひとり親世帯 | マイナンバーカードの写し* | 往復費用の全額 |
| | 住民票、その他車両使用者の居住地がわかる書類 | 往復費用の8割 |

* 個人番号通知書及び通知カードは対象外

⑤対象車両

道路運送車両法施行規則第2条で定める軽自動車であって検査対象軽自動車の使用の本拠の位置が竹富町内であるものを対象とし、事業用車両（自家用のレンタカー含む）等は本事業の対象車両としない。

※自家用のレンタカーとは・・・道路運送車両法施行規則第52条の規定により受けた許可に係る自家用自動車

⑥対象となる期間と請求期間

4月1日～翌年度3月31日

※請求できる期間は利用した年度の翌年度4月末日まで

⑦申請方法

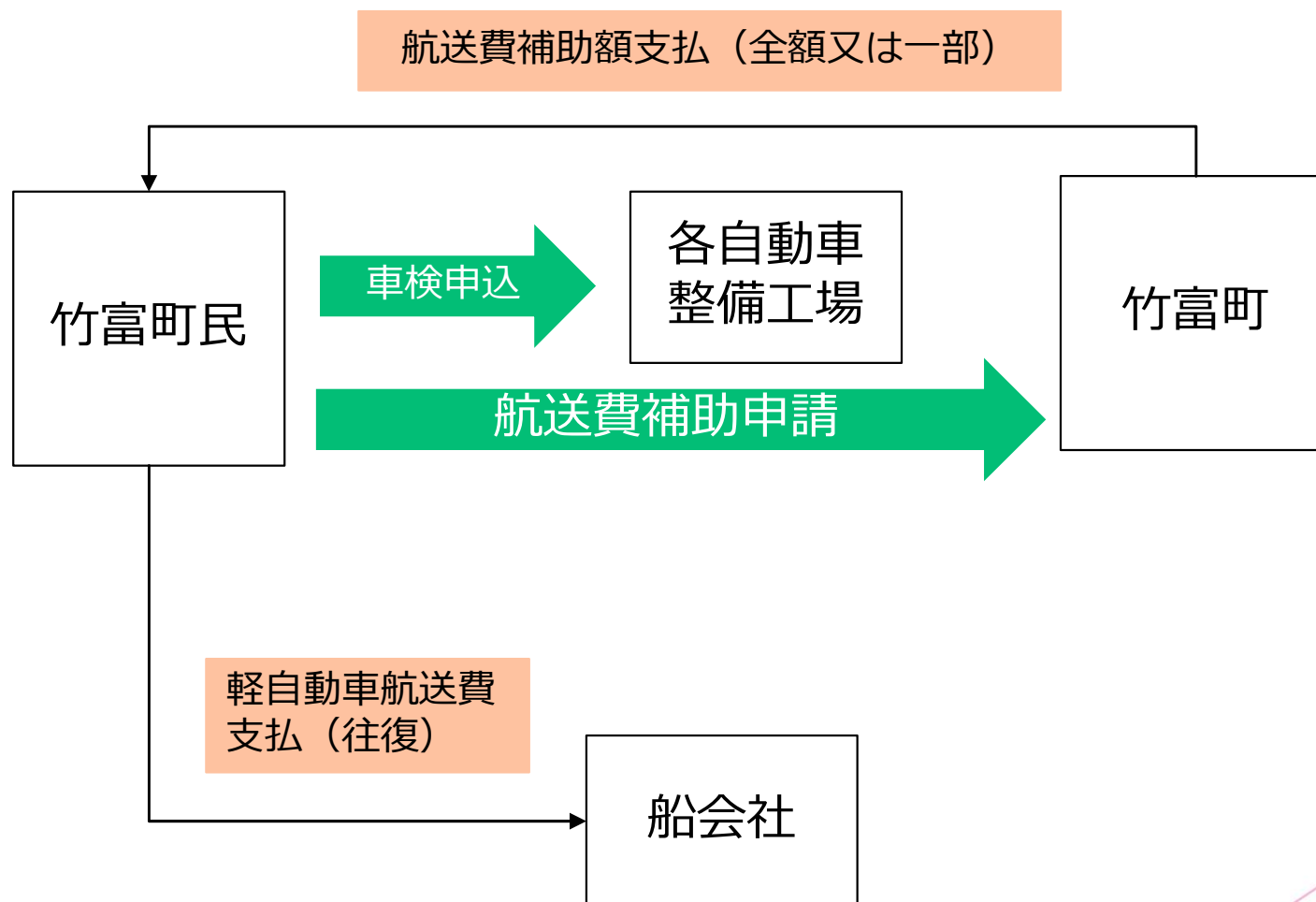
竹富町軽自動車航送費補助申請書（様式第1号）に必要書類を添付のうえ、竹富町役場 政策推進課に提出

※申請書はHPよりダウンロードまたは政策推進課窓口にてオンライン申請可（申請フォームはHPへ）

⑧申請に必要な添付書類

- (1) 自動車検査証の写しと車検領収書
- (2) 領収書（船会社が発行する航送費往復領収書）
- (3) マイナンバーカードの写し又は住民票、その他車両使用者の居住地がわかる書類（免許証・保険証・離島住民カード・パスポート）
- (4) 通帳の写し
- (5) 誓約書及び個人情報等に関する調査同意書（様式第2号）
- (6) 委任状（様式第3号） ※代理申請の場合
- (7) こども医療費受給資格者証の写し ※ひとり親世帯の場合

⑦事業の流れ



※航送費補助額については、航送費往復費用のうち全額又は一部となります。